

まいばら協働提案事業審査要領

1 目的

この要領は、まいばら協働提案事業実施要綱（以下、「実施要綱」という。）に基づく審査委員会の審査等について、必要な事項を定めるものとする。

2 審査基準等

審査項目、採点基準は次のとおりとする。

(1) 審査項目および審査内容（自由提案型・行政テーマ設定型共通）

審査項目		審査内容
公共性	①事業の公益性	不特定多数の市民の利益、または市民サービスの向上につながる事業（または計画）か。
	②事業の必要性	現状を把握し、公共的な地域課題の解決や活性化のために必要とされている事業(または計画) か。
具体性	③実施方法の具体性	事業内容、実施方法は具体的で実現可能な内容か。
	④役割分担の妥当性	団体と市の役割分担は明確で、相互の特性を生かし妥当か。
協働性	⑤協働の必要性	課題解決のために、団体と市の協働の必要性が明確か。
	⑥協働の効果	団体または市が単独で行うよりも質の高い市民サービスが提供でき、団体や市のメリット、他の団体への効果の広がりが期待できるか。
実現性	⑦予算の適正	事業内容に対して適正な予算の積算がされているか。 課題解決のための適正な予算規模か。
	⑧事業の実施能力	団体に、事業を実施するために必要な知識や技術、体制等があり、効率良く市との連携を図ることが認められるか。
発展性	⑨継続性・発展性	事業に継続性があり、団体の自主的な活動による発展が認められるか。
	⑩事業への熱意	提案事業に対する熱意が認められるか。

(2) 採点基準

次の基準により審査項目ごとに5段階評価とし、1人50点満点により評価を行う。
また、審査委員は各事業の事業内容等に対し、意見を付すことができるものとする。

点数	5点	4点	3点	2点	1点
評価	特に優れている	優れている	普通	あまり良くない	良くない

3 選定協議

審査委員会は、公開プレゼンテーションで説明が行われた提案事業に関して、前項に定めた審査基準による採点結果、提案団体および関係課等への質問の回答等を基に、提案事業の採択の適否について協議する。

4 前項の協議は、非公開とする。

5 審査結果の報告

審査委員会は、審査結果に各事業に付された審査委員の意見を添えて市長に報告するものとする。